

自衛隊群馬地方協力本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
件名	募集用携帯端末通信役務 (フィーチャーフォン)		
		作成	令和6年2月9日
		変更	
		作成部課	募集課
1 総則 1.1 適用範囲 本仕様書は自衛隊群馬地方協力本部において、募集業務で使用する携帯端末（フィーチャーフォン）3台及びその通信料について適用する。			
2 役務に関する要求 2.1 役務の内容 a) 契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。 b) 使用エリア 群馬県内出の人口カバー率がほぼ100%であること。群馬県内で通話難が頻繁に生起する場合にはエリアの向上に努めること。 c) 端末の電源オフ時及び圏外時における機能 留守番電話サービスに繋がり、メッセージを録音できること。 d) 通話明細 通信・通話サービスの使用に伴う請求に際して、端末毎の通話料明細書及びパケット通信料明細書を添付すること。 e) 通話・通信プラン等 通話・通信料は、固定電話、携帯電話等、発信先に関わらず、毎月800分以上の通信料等を含み毎月定額とする。ただし、番号案内、情報提供サービス料は別途請求できるものとする。 LTE4Gにて接続し、パケット通信量に制限の無いプランであること。 f) 携帯端末のレンタル 携帯端末はレンタルにて提供されるものとし、その代金は通話及び通信の料金と共に合算して請求するものとする。 g) 携帯端末の形状及び機能等 1) 発売日は2016年以降で同一機種とし、色はブラック・シルバー・ホワイトのいずれかとする。 2) ディスプレイサイズは3～4インチ程度とする。 3) 700～900万画素程度のカメラを有すること。 4) 連続待受時間は500時間以上であること。 5) メールアドレスが付与され、メール通信サービスが可能であること。 6) 防水はIPX5／8相当、防塵はIPX5相当の機能を有すること。			

2.2 その他

- a) 請負業者において本件調達を実施・統括する部門は I S O / I E C 27001 認定を取得しているか、またはそれに準じた情報セキュリティ態勢が整っていること。
- b) 本件で使用する通信ネットワークが契約期間内 24 時間で監視・運用されていること。
- c) 紛失時等に遠距離操作でロックを行い使用不可にできること。

3 品質保証

契約担当官の定める検査実施要領に基づき、受領検査を実施する。

4 出荷条件

- a) 包装
携帯端末に通信・通話・セキュリティの設定等を実施し、端末を一つずつ適宜梱包すること。
- b) 包装の表示
包装にはそれぞれの電話番号及びメールアドレスを表示すること。

5 その他の指示

- a) 附属品・予備品
標準とする。ただし、SDカード等の外部記憶媒体が添付されていないこと。
- b) 秘密保全・安全管理
本契約を履行する上で知り得た情報等については、第三者に漏洩しないこと。また、他の目的に転用しないこと。
- c) その他
 - 1) 法令及び各社が定める提供基準に従って災害時優先電話として使用できること。
 - 2) 各種保守サービスが確立され、契約相手方は営業時間内に故障の連絡を受けた場合には、その都度、速やかに代替機等の対応及び修理等を実施し、官側の過失が無ければ契約相手側の負担とする。
 - 3) 番号ポータビリティを利用し、現在使用中の電話番号を引き継いで、令和 6 年 4 月 1 日午前 0 時から使用可能であること。
 - 4) 携帯端末の数量、プラン等の変更については、違約金等の発生無く対応可能であること。
 - 5) 製品の更新及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は明示がない場合は契約担当官と協議のうえ内容を確認すること。